



島根県報

平成25年10月29日（火）

第2,542号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
地域森林計画の樹立	(森 林 整 備 課)	2
地域森林計画の変更	(")	2
解除予定保安林（2件）	(")	3
保安林予定森林（2件）	(")	3
保安林の指定	(")	4
保安林の指定の解除	(")	5
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	(")	5
特別保護地区の指定	(")	5
休猟区の指定	(")	6
特定猟具使用禁止区域の指定	(")	6
鳥獣保護区の指定の一部改正（6件）	(")	8
特定猟具使用禁止区域の指定の一部改正	(")	9
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	9
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	10
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	(")	11

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催	(森 林 整 備 課)	11
公共測量の実施	(用 地 対 策 課)	12

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		12
---	--	----

【正 誤】

平成22年3月30日付け島根県報第2,174号中	(中 小 企 業 課)	12
--------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第704号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田原 剛 大田市久手町波根西1382-1

2 就任年月日

平成25年8月11日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

和田 雄二 大田市久手町波根西1845-1

島根県告示第705号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日

島根県告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日

江の川下流地域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日

島根県告示第707号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市三階町1814-9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
ダム用地とするため

島根県告示第708号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市下府町2164-109
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第709号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯石郡飯南町志津見587-1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による（次の図に示す部分に限る。）。
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第710号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町北方尻無1168-4、1169、1171、北方森地山1176、1176-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町宇波572続1、572続2、1915、1916
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第712号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市金城町小国ハ405－6
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第713号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

旭南部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 1,104ヘクタール 3 存続期間 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで
三隅第4キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 2,828ヘクタール 3 存続期間 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第714号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

万寿寺特別保護地区	1 区域	松江市の一部
	2 面積	5ヘクタール
	3 存続期間	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
	4 特別保護地区の保護に関する指針	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第715号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

出雲郷休猟区	1 区域	松江市の一部
	2 面積	622ヘクタール
	3 存続期間	平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第716号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

古江 特定猟具使用禁止区域	1 区域	松江市の一部
	2 面積	78ヘクタール
	3 存続期間	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
	4 禁止に係る特定猟具の種類	銃
八雲 特定猟具使用禁止区域	1 区域	松江市の一部

	<p>2 面積 195ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
井尻 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 65ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
斐伊川第2 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市、雲南市の一部</p> <p>2 面積 154ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
宇賀池 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 7ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
大長見ダム 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 浜田市の一部</p> <p>2 面積 113ヘクタール</p> <p>4 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
桜江 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 江津市の一部</p> <p>2 面積 180ヘクタール</p>

	<p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
枕瀬山 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 鹿足郡津和野町の一部</p> <p>2 面積 58ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
岬 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部</p> <p>2 面積 625ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第717号

鳥獣保護区の指定（昭和40年島根県告示第716号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表海士鳥獣保護区の項中「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改める。

島根県告示第718号

鳥獣保護区の指定（昭和48年島根県告示第692号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改める。

島根県告示第719号

鳥獣保護区の指定（昭和53年島根県告示第888号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表多古鼻鳥獣保護区の項及び玉造鳥獣保護区の項中「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改める。

島根県告示第720号

鳥獣保護区の指定（昭和63年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表家古屋山鳥獣保護区の項中「125ヘクタール」を「95ヘクタール」に、「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改め、同表市木鳥獣保護区の項中「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改め、同表二ツ山鳥獣保護区の項中「320ヘクタール」を「250ヘクタール」に、「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改め、同表いこいの村しまね鳥獣保護区の項中「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改める。

島根県告示第721号

鳥獣保護区の指定（平成5年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表安蔵寺山鳥獣保護区の項中「550ヘクタール」を「785ヘクタール」に、「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改め、同表ふるさと森林公園鳥獣保護区の項中「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改める。

島根県告示第722号

鳥獣保護区の指定（平成15年島根県告示第912号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「704ヘクタール」を「629ヘクタール」に、「平成15年11月1日」を「平成25年11月1日」に、「平成25年10月31日」を「平成35年10月31日」に改める。

島根県告示第723号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成20年島根県告示第864号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江橋南橋北特定猟具使用禁止区域の項中「4,460ヘクタール」を「4,529ヘクタール」に改める。

島根県告示第724号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

東館1階駐車場西側に自動車の出入口を1箇所増やしたため3台分減少し、屋外駐車場へ3台分追加

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

店舗北西側4箇所減少、店舗東館西側1箇所増加

(変更前) 22箇所

(変更後) 19箇所

(4) 変更の年月日

平成25年10月12日

2 届出年月日

平成25年10月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第725号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成25年10月29日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
 表雲南市の項中

			昭和57
--	--	--	------

 を
 」

「

			昭和57	
	そら山	木造 2階建	平成25	0.98

 に改める。
 」

島根県告示第726号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成25年島根県告示第203号）の一部を次のように改正し、平成25年10月29日から施行する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中

「

	東高浜団地	1,470円
飯石郡飯南町	赤名団地	1,155円

」

を

「

	東高浜団地	1,470円
雲南市	そら山団地	1,260円
飯石郡飯南町	赤名団地	1,155円

」

に改める。

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成25年12月6日	午前10時から午後5時まで	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間

林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締切りは、平成25年11月22日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金等として、1,600円徴収する。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（神戸川平面図図化業務）

2 作業期間

平成25年9月21日から平成26年2月28日まで

3 作業地域

出雲市

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン接種料の項中「沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン」を「沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン」に改める。

正 誤

平成22年3月30日付け島根県報第2,174号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から5	株式会社 やよい	協同組合 やよいデパート

|

|

|